

平成30年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、平成30年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、峯岸芳幸前監査委員は平成31年3月7日まで関与し、萩野うたみ監査委員は、同月8日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

平成30年11月12日から同月29日までの間において実日数10日間

方針

平成30年度練馬区監査基本計画に基づき、平成29年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。
- (イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。
- (エ) 消防訓練に係る文書の作成、保存および消防署長への通知が適正に行われているか。
- (オ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。
- (カ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。
- (キ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。
- (ク) 「就学援助事務の手引き」に基づき、学用品、学校給食費等の援助が適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金(学校給食費

等の学校徴収金)が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱(昭和53年9月21日練教庶発第368号)」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校16校

中村西小学校、開進第一小学校、開進第三小学校、練馬第三小学校、田柄第二小学校、向山小学校、高松小学校、石神井小学校、石神井西小学校、谷原小学校、立野小学校、大泉第一小学校、大泉第六小学校、大泉西小学校、南田中小学校、富士見台小学校

(イ) 中学校9校

豊玉第二中学校、開進第一中学校、練馬東中学校、貫井中学校、光が丘第一中学校、石神井東中学校、南が丘中学校、三原台中学校、大泉西中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘さくら幼稚園

イ 教育委員会事務局こども家庭部

小学校内学童クラブ4か所

開進第一小学童クラブ、石神井小学童クラブ、石神井小第二学童クラブ、大泉西小学童クラブ

2 監査結果

適正に行われていた。